

～ PBPM に関する Q&A ～

Q：疑義照会不要の変更は専用 FAX 用紙の提出が必要ですか？

A：PBPM 専用 FAX 用紙の提出は不要

Q：インスリン等の注射針の日数（処方数）調整は可能か？

A：可能です。

Q：誓約書に関して管理薬剤師が変更になった場合は再提出が必要ですか？

A：不要です。保険薬局として一度提出があれば問題ありません。

Q：PBPM を行い報告した内容と同様の処方が再度来た場合は報告不要で変更調剤可能ですか？

A：各処方せんに対して PBPM を行っていただく必要があるため毎回報告が必要です。

Q：透析患者等保険が医療保険や介護保険でない場合でも可能ですか？

A：可能です。

Q：専用 FAX 用紙の提出はいつまでにしたらいいですか？

A：実施した日に FAX にて報告をお願いします。

Q：毎日届く専用 FAX 用紙はすべてチェックされていますか？

A：届いた専用 FAX 用紙は翌日までには全て確認作業を実施しております。

Q：処方せんが2枚以上ある場合、変更のあるページのみ FAX したので良いでしょうか？

A：全てのページを確認しているため、全ての処方せんを FAX してください。

～ 注意喚起事例 ～

事例 1.

酸化 Mg 錠 330mg 3 錠 1 日 1 回昼食後を 1 日 3 回毎食後へ変更

→ 用法の変更は疑義照会が必要です。

用法指示漏れの追記、適正化とは異なりますのでご注意ください。

事例 2.

変更点について「TELにて処方医へ確認済み」と記載あるが、実際には PBPMにて対応

→ 虚偽の記載となるため、PBPMの専用 FAX 用紙には変更点のみ記載してください。

事例 3.

PBPM 様式にて、電話による通常疑義照会の FAX あり

→ 電話による疑義照会の場合は、通常の疑義照会として FAX をしてください。

PBPM の様式は使用しないでください。

事例 4.

ジェニナック錠 5 日分 + カルボシステイン 7 日分処方あり

ジェニナックを次回受診日まで不足のため、7 日分へ変更

→ カルテにて前回の処方と併せて「計 2 週間分まで処方」の記載あり

今回の処方分で計 14 日内服となり、変更は不適。

抗生剤などの定期使用ではない薬剤の日数変更には注意してください。

事例 5.

酸化 Mg の削除の件は疑義照会を行い、その他薬剤の日数調整は PBPM 様式での報告あり

→ 疑義照会を行うまたは、PBPM を行うか、どちらか選択してください。

事例 6. 3 週間前の PBPM の報告あり

→ 遅くとも翌日までに FAX 報告してください。

徳山医師会より

事例 6. 緊急性のある問い合わせを PBPM 用紙で連絡

→ 疑義照会対象の処方電話連絡をしてください。

患者が待っている場合は FAX での早急な対応は困難です。